

さぬき市監査委員公告第1号

財政援助団体等監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

令和3年2月17日

さぬき市監査委員 元 山 清  
さぬき市監査委員 間 嶋 三 郎

# 監査結果に基づく措置通知

令和2年度財政援助団体等監査

さぬき市監査委員

## 令和2年度財政援助団体等監査結果一覧

結果No.	区分	項目	団体	所管課	ページ
1	指導注意事項	実績報告書の記載方法について	さぬき市 商工会	建設経済部 商工観光課	P1
2	委員意見	商工会と担当部署との連携について			P2
3	指摘事項	決算承認の時期について	さぬき市 土地改良区	建設経済部 農林水産課	P3
4	検討事項	経常賦課金の在り方及び広報活動について			P4

監査結果（財政援助団体等監査）に基づく措置通知

指摘又は意見等

監査年度	2020（令和2）	年度	結果No.	1
監査結果の区分	指導注意事項	対象組織	さぬき市商工会 建設経済部商工観光課	
指摘・意見等の項目	実績報告書の記載方法について			
指摘・意見等の内容	<p>商工会振興支援事業は、さぬき市商工振興事業補助金交付要綱の第3条において補助対象経費が定められている。しかし、商工会から提出された補助事業等実績報告書の収支決算書は、市の補助対象経費のいずれの科目に該当するか示されていない、また、支出費目の内容の記載が不十分で、補助対象事業との関連性が分かりにくくなっている。</p> <p>補助対象事業と決算額の関連を分かり易くするために、収支決算書の支出費目ごとの摘要欄を活用するなど、補助金の使途が明確な報告書の記載が望まれる。商工会と所管部署は、実績報告書の記載の仕方等について、双方で協議し分かり易い報告書に改めていただきたい。</p>			

指摘又は意見等に対する措置

措置通知日	令和3年1月26日
所属課等 (対象組織)	さぬき市商工会 建設経済部商工観光課
措置結果	<p>当該事業実績報告書における収支決算書の記載方法については、商工会と協議し、補助対象経費の各支出費目の摘要欄に当該決算額の内訳を記載することで、補助金の使途が明確になるよう改善する。</p>

監査結果（財政援助団体等監査）に基づく措置通知

指摘又は意見等

監査年度	2020（令和2）	年度	結果No.	2
監査結果の区分	委員意見	対象組織	さぬき市商工会 建設経済部商工観光課	
指摘・意見等の項目	商工会と担当部署との連携について			
指摘・意見等の内容	<p>令和元年度の外国人技能実習生受入事業において、組織の機関決定の在り方やガバナンスに問題となる事案があった。市としても、平成30年度に外国人技能実習生受入事業20周年事業補助金の交付を行っているところであり、事業の運営状況を把握することは必要と考える。商工会においては、担当部署へ報告をあげる等の連携を密接に行うとともに、担当部署は、運営状況を十分把握したうえで、指導監督を適切に行うよう意見する。</p>			

指摘又は意見等に対する措置

措置通知日	令和3年1月26日
所属課等 (対象組織)	さぬき市商工会 建設経済部商工観光課
措置結果	<p>商工会は、地域商工業者の総合的な改善発達を目的とした経済団体であり、市内中小企業者の育成指導団体として重要な役割を担っているとともに、地域産業の発展、地域の活性化、地域のまちづくりに大いに貢献している。</p> <p>今後においては、これまで以上に情報交換を行うなど、商工会と行政の相互において、連携を密に行えるよう体制を強化し、商工振興施策のさらなる推進に努める。</p>

監査結果（財政援助団体等監査）に基づく措置通知

指摘又は意見等

監査年度	2020（令和2）	年度	結果No.	3
監査結果の区分	指摘事項	対象組織	さぬき市土地改良区	
指摘・意見等の項目	決算承認の時期について			
指摘・意見等の内容	<p>さぬき市土地改良区定款第12条では、「この土地改良区の通常総代会の開催回数は、1事業年度において1回とし、3月に開催する。」と定められている。この規定から、平成30年4月1日から平成31年3月31日の平成30年度決算について承認を求める総代会は、翌年の令和2年3月に開催することになり、1年後に総代会の承認を得ることになる。</p> <p>事業年度を4月1日から翌年の3月31日で実施している団体の多くは、6月頃に総会を行い承認を得ている。しかしながら、さぬき市土地改良区の規定に基づく決算の運用では、総代会で疑義が生じた場合に、対応が困難な状況になる。</p> <p>決算の承認を適切な時期に行えるよう、早期の総代会の開催に向けた対応を検討していただきたい。</p>			

指摘又は意見等に対する措置

措置通知日	令和3年1月26日
所属課等（対象組織）	さぬき市土地改良区
措置結果	<p>さぬき市土地改良区の定款、規約、監査細則など主要な諸規程は、国が示している例に基づき策定し、総代会の議決を経て制定しております。</p> <p>この諸規程を運用して区の事業を執行する中で、総代会における決算関係書類の承認については、土地改良法第29条の2第2項及び第3項の規定に基づき、監事の監査に付した上で、監事の意見書を添付して総代会に提出し、総代の過半数の出席によりその議決権の過半数をもって決せられることとなります。</p> <p>ご指摘の決算関係書類を総代会に付する期限については、規約第43条の規定により「次の通常予算を議する会議までに」とされており、決算関係書類の承認のためだけに臨時総代会を開催する必要はないものと考えております。</p> <p>なお、総代会で決算に関する疑義が生じないようにするため、6・7月に実施している監事の決算監査後、早期に理事会を開催し、監事の監査報告書に必要な改善・整備事項がある場合には、理事はその措置を講じることとしています。</p>

監査結果（財政援助団体等監査）に基づく措置通知

指摘又は意見等

監査年度	2020（令和2）	年度	結果No.	4
監査結果の区分	検討事項	対象組織	さぬき市土地改良区 建設経済部農林水産課	
指摘・意見等の項目	経常賦課金の在り方及び広報活動について			
指摘・意見等の内容	<p>さぬき市土地改良区は、さぬき市から運営補助金として元年度は1,000万円の収入があり、2年度は860万円の歳入予算を計上している。本補助金は、全体収入の約4割を占め、現在の運営は、市からの補助金で賄われているよう見受けられる。</p> <p>しかし、さぬき市土地改良区では、土地改良区の自立した組織運営を行うため、組合員から10a当たり、田は200円、畑は100円の経常賦課金と、工事に伴う特別賦課金を徴収しているところである。</p> <p>今後、補助金に頼らず土地改良区の事業を運営していくためには、収入のうち、経常賦課金の割合を高める必要がある。そのためにも、事業計画を立案する際に、経常賦課金の増額に対する数値目標の設定を検討されたい。</p> <p>一方で、経常賦課金を引き上げるには、組合員が土地改良区に対する理解を深めることは必要不可欠である。そのため、組合員から徴収された賦課金がどのようなものに使われているか周知を行うなど、広報活動の強化が望まれる。</p> <p>その方策として、広報誌発行やホームページの立ち上げによるインターネットを活用した周知方法がある。これにより、土地改良区の運営について、将来的なビジョンを明確に示し、土地改良事業を浸透させるよう努めていただきたい。</p> <p>最後に、財政援助を行っている市においては、運営状況を十分把握したうえで、適切な指導監督を行うよう併せて要望する。</p>			

指摘又は意見等に対する措置

措置通知日	令和3年1月26日
所属課等 (対象組織)	さぬき市土地改良区 建設経済部農林水産課
措置結果	<p>経常賦課金の徴収については、市及び土地改良区統合整備検討委員会の協議において決定された単価を基準に現在まで2年度行っております。</p> <p>ご意見をいただきましたとおり、今後土地改良区が自立し、適正に運営するためには賦課金単価の値上げ改定が喫緊の課題となっております。</p> <p>近年、厳しい農業情勢が続いておりますが、今後単価改定に向けて、組合員のご理解とご協力を得るための方策等を理事会で協議していきたいと考えております。また、ご提案いただきました広報誌の発行についても検討してまいります。</p> <p>また、農林水産課としましては、健全な財政及び運営が行えるよう指導監督を行ってまいります。</p>